

## 募集期間：令和元年12月20日(金)から令和2年1月27日(月)まで

### 1 趣旨

現在、本市では、子ども・子育て支援法の規定に基づき、「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」の策定を進めています。

この度、本市が定める「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」素案について「奈良市子ども・子育て会議」で中間取りまとめを行ったことから、本計画策定に市民等の意見を反映させるため、「奈良市パブリックコメント手続きに関する指針」に基づき、広く意見募集を行います。

### 2 子ども・子育て支援事業計画とは

一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が全国的に始まっています。

新制度では、市町村を実施主体として、地域の教育・保育、子育て支援のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務付け、本市においても平成27年4月に策定した「奈良市子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に施策を推進するため、この度「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要があります。

また、本市では、この事業計画を「次世代育成支援対策推進法」に基づいて策定する「次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画としても位置付けており、奈良市の子ども・子育て支援施策を幅広く網羅し、推進していきます。

### 3 募集期間

令和元年12月20日(金)から令和2年1月27日(月)まで

### 4 意見募集の対象者

- (1) 市内に在住・在勤・在学の方
- (2) 市内に事務所又は事業所有する個人、法人その他の団体

### 5 閲覧場所

- (1) 市ホームページ

(奈良市トップページ→意見(パブリックコメント)・委員募集→意見募集(パブリックコメント等)→募集中の案件)

- (2) 子ども政策課(市役所 中央棟3階)
- (3) 総務課(市役所 北棟5階)
- (4) 各出張所(西部・東部・北部)
- (5) 各行政センター(月ヶ瀬・都祁)

※(2)～(5)については、土日祝を除く、募集期間中の8時30分から17時15分まで

## 6 意見提出方法

- ・ 別添の『「第二期奈良市子ども・子育て支援事業計画」素案に対する意見提出用紙』(以下、「提出用紙」)に日本語で記入し、郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、持参のいずれかの方法により提出してください。
- ・ 提出用紙については、市ホームページからもダウンロードすることができます。
- ・ 提出用紙へは、意見のほかに、個人の場合は氏名・住所・電話番号を、法人その他の団体の場合は名称・所在地・電話番号の記載を必須とし、これらの項目が明記されていない場合は、受付しません。
- ・ 電話、訪問等による口頭でのご意見は受付しません。

## 7 意見への対応

- ・ 受付したご意見については、要点を項目ごとに整理集約したうえで、それに対する本市の考え方を後日ホームページ上で公表しますが、ご意見に対する個別の回答は行いません。
- ・ 提出用紙に記載された個人に関する情報は、本件以外の他の目的には使用しません。
- ・ 提出された原稿等は返却しません。

## 1

### 第1章

#### 計画の策定にあたって

本市の事業計画では、国が指定する事項以外に、「奈良市子どもにやさしいまちづくり条例」を最高規範とするとともに、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「次世代育成支援行動計画」を引き継ぐ計画としても位置付けており、奈良市の子ども・子育て支援施策を幅広く網羅し、推進していきます。

本計画は、令和2年度から6年度までの5年間を計画期間とし、奈良市に住むすべての子ども、子育て家庭、地域住民、行政、子どもが育ち学ぶ施設の関係者や事業者の個人及び団体を対象としています。

## 2

### 第2章

#### 奈良市の子ども・子育てを取り巻く状況

##### (1)子ども・子育て家庭を取り巻く状況

「第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)」を策定後、奈良市の子ども・子育て家庭を取り巻く状況の変化について、主に市の統計データや平成30年度に実施したニーズ調査の結果を基に記載しています。

##### (2)第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画に基づくこれまでの実績

「第一期奈良市子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)」に基づき、「すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら」の実現に向けて、様々な施策を実施してきました。

##### ○主な取り組みの進捗状況

	平成27年度	平成30年度
市立認定こども園の設置	7園	19園(平成31年度)
幼稚園等の一時預かり事業	83,749人日	112,057人日
ファミリー・サポート・センター事業	6,183件	7,288件
イクメン手帳の配付	2,782部	3,495部
中学校給食実施事業	平成29年度に全ての中学校において実施し、事業が完了	
子ども医療費助成	令和元年8月から、未就学児の医療費助成を現物給付に	

## 基本理念

すべての子どもが今を幸せに生き、夢と希望を持って成長することができるまち なら



## 基本方針

## 基本目標

子どもがいいきいと心豊かに育つまちづくり	1-1 子どもにとって大切な権利の保障 1-2 乳幼児期の教育・保育の充実 1-3 学齢期の教育・育成施策の充実
子どもを安心して生み育てられるまちづくり	2-1 子どもと子育て家庭の健康の確保 2-2 地域の子育て支援の充実 2-3 子育てに関する情報提供の推進と経済的な支援の充実 2-4 様々な状況にある子どもと子育て家庭への支援の充実
地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり	3-1 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりの推進 3-2 仕事と子育ての両立支援の推進 3-3 子どもと子育て家庭にやさしい生活環境づくりの推進

## (1)基本方針1「子どもがいいきいと心豊かに育つまちづくり」の施策体系

## 基本目標

## 施策の方向性

1-1 子どもにとって大切な権利の保障	① 子どもの権利保障のための取り組みの推進
1-2 乳幼児期の教育・保育の充実	① 乳幼児期の教育・保育の提供体制の確保 ② 質の高い教育・保育の一体的提供と内容の充実
1-3 学齢期の教育・育成施策の充実	① 豊かな人間性と生きる力を育む学校教育の充実 ② 子どもの居場所や体験活動の充実 ③ 心身の健やかな成長のための取り組みの充実

## (2)基本方針2「子どもが安心して生み育てられるまちづくり」の施策体系

## 基本目標

## 施策の方向性

2-1 子どもと子育て家庭の健康の確保	① 妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない支援の充実 ② 健やかな成長発達を促すための相談体制・情報提供の充実 ③ 小児医療体制等の充実
---------------------	---

2-2 地域の子育て支援の充実	① 子育て中の親子の居場所づくりの推進 ② 多様な子育て支援サービスの充実
-----------------	--

2-3 子育てに関する情報提供の推進と 経済的な支援の充実	① 子育てに関する相談体制・情報提供の充実 ② 子育て家庭への経済的な支援の充実
----------------------------------	---

2-4 様々な状況にある子どもと 子育て家庭への支援の充実	① ひとり親家庭への支援の充実 ② 障がいのある子どもと子育て家庭への支援の充実 ③ 児童虐待防止などの取り組みの充実 ④ 子どもの貧困対策の推進
----------------------------------	--

(3)基本方針3「地域全体で子どもと子育て家庭を見守るまちづくり」の施策体系

基本目標

施策の方向性

3-1 地域ぐるみで子どもを育てる 環境づくりの推進	① 地域における子育て支援活動の充実 ② 地域における子どもの見守り活動の推進
-------------------------------	--

3-2 仕事と子育ての両立支援の推進	① 男女共同の子育ての推進と子どもを大切にする社会的な機運の醸成
--------------------	----------------------------------

3-3 子どもと子育て家庭にやさしい 生活環境づくりの推進	① 安心して生活できる環境づくりの推進
----------------------------------	---------------------

5

第5章

教育・保育の量の見込みと確保方策

「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画においては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込みと確保方策を定める必要があります。量の見込みについては、平成30年度に実施したニーズ調査の結果を活用するとともに、本市の現状を勘案しながら算出するものとし、それに対応するための確保方策を記載することとなります。

(1) 教育・保育の量の見込み

(単位:人)

	認定区分				
	1号	2号		3号	
		教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
令和6年度の量の見込み	2,988	595	3,389	2,228	655

(参考)認定区分について

認定こども園・幼稚園・保育所、地域型保育事業を利用する際は、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

子どもの年齢	保育の必要性	認定区分	利用施設
3歳以上	なし	1号	認定こども園・幼稚園
	あり	2号	認定こども園・保育所
3歳未満	あり	3号	認定こども園・保育所 地域型保育事業

(2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

事業名		単位	直近の実績値 (平成30年度)	目標値 (令和6年度)
利用者支援事業		実施箇所数	4	5
時間外保育事業 (延長保育事業)		利用児童数 (人)	2,263	2,865
放課後児童健全育成事業 (バンビーホーム等)	低学年	1年	2,497	1,211
		2年		1,128
		3年		952
	高学年	4年	795	640
		5年		358
		6年		232
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		年間延べ利用者数 (人)	217	300
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)		面接件数 (件)	2,286	2,034
養育支援訪問事業		対象家庭数 (件)	41	75
地域子育て支援拠点事業 (子育て広場)		年間延べ利用者数 (人)	156,996	176,303
一時預かり事業	幼稚園の預かり保育	年間延べ利用者数 (人)	112,057	136,286
	保育所等の一時預かり		11,481	12,380
病児・病後児保育事業		年間延べ利用者数 (人)	1,144	1,824
ファミリー・サポート・センター事業		年間延べ活動件数 (件)	7,288	9,073
妊婦健康診査事業		年間延べ受診回数 (回)	28,759	28,700

本計画に基づく取り組みの実施に当たっては、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえたうえで取り組みの充実・見直しを検討する等、PDCAサイクルを確保し本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。

本計画の進捗状況については、「奈良市子ども・子育て会議」へ報告し、本市の子ども・子育て支援に関する取り組みに対して、様々な視点から点検・評価を実施します。

- ・ 予算編成を通じた施策の検討
- ・ 計画の中間年を目安に量の見込等を必要に応じて見直し

奈良市子ども・子育て会議における審議を踏まえた計画の策定

